

別表（第5条関係）  
政務活動費使途基準

| 項 目             | 内 容  |
|-----------------|--|
| 研 修 費           | 議員が研究会若しくは研修会を開催するために必要な経費又は議員が他の団体等の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席負担金、会費、交通費、旅費、宿泊費、文書通信費等）  |
| 調 査 研 究 費       | 議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費並びに議員が行う活動のために必要な先進地調査費又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費、資料印刷費、調査委託費、文書通信費等） |
| 資 料 作 成 費       | 議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本費、翻訳料、事務機器購入費、事務機器リース代等）   |
| 資 料 購 入 費       | 議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌等購読料、有料データベース利用料等）   |
| 広 報 費           | 議員が行う活動及び市政について住民に報告し、PRするために要する経費（広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）                                    |
| 広 聴 費           | 議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費（会場費、資料印刷費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）                              |
| 人 件 費           | 議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、賃金等）   |
| 事 務 所 費         | 議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、事務機器購入費、リース代、文書通信費等）                                |
| 要 請 ・ 陳 情 活 動 費 | 議員が要請及び陳情活動を行うために要する経費（資料印刷費、文書通信費、旅費、交通費、宿泊費等）  |
| 会 議 費           | 議員が各種会議を開催するために要する経費又は議員が他の団体等の開催する意見交換会等各種会議に参加するために要する経費（会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、出席負担金等）             |